

相模原市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、令和元年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和7年2月17日

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

1 特定の事件(令和元年度)

委託に関する財務事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

平成30年度に委託事業を実施している関係各課

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>【さがみはらグローバル展開事業業務委託(産業支援・雇用対策課)】1者随契の理由について</p> <p>本事業は平成29年度から開始しているが、市内中小企業を各種展示会での相模原ブース共同出展に参加させる事業は以前より行っており、以前から今回の委託先である公益財団法人相模原市産業振興財団(以下「産業振興財団」という。)に委託している。</p> <p>1者随契によっているが、業務仕様書及び業務実績報告書からは、産業振興財団のみが実施しうる内容であるとの専門性は認められず、1者随契とする理由として不十分であり、事務を改善する必要がある。また、理由の見直しにあわせて、契約金額の妥当性を確認する意味でも、本事業の委託先の選定においては入札もしくは公募を検討する必要がある。</p> <p>(報告書 116頁)</p>	<p>【さがみはらグローバル展開事業業務委託(産業支援・雇用対策課)】1者随契の理由について</p> <p>本業務を実施するに当たっては、企業の国内・海外展開に必要な専門知識とスキルに加え、市内中小企業や関連支援機関等との幅広いネットワークを有していることが不可欠であるが、これらのノウハウやネットワークを保有する組織は産業振興財団以外には存在しないものとして、当該業務を産業振興財団に発注していた。</p> <p>現在、1者随契を行う場合は、「随意契約適正執行のための指針(随意契約ガイドライン)」を活用し、随意契約の要件に該当するか複数人での確認を行っている。</p> <p>今後も、同様の業務委託を行う場合は、委託先の選定に当たり、入札や公募を検討するなど、適切に契約事務を執行する。</p>